

原子力損害賠償支援機構よりのお知らせ

～原子力損害の賠償請求等に関する各種相談窓口について～

東京電力の福島原子力発電所事故により生じた損害に関して、賠償手続が進められていますが、被害者の方々の多くは損害賠償の請求・申立てにおいて様々な困難に直面しております。

原子力損害賠償支援機構（以下、「機構」という。）は、原子力損害の賠償が迅速かつ適切に実施されることを目的として政府等の出資により設立された法人であり、東京電力に対する損害賠償の請求・申立てに関して、東京電力とは異なる第三者の立場から、被害者の方々に寄り添い「親身親切」に相談に応じ、必要な助言と情報提供を行うべく、以下の通り様々な相談窓口を開設しております。

特に、①では賠償請求や申立てに関する手続き、各種公的支援制度等に関する情報提供を、②・③では、「損害賠償とはそもそも何か?」「東電に対する賠償請求以外にどのような請求手続きがあるか」など、損害賠償の請求・申立てに関する個別の法律相談を行います。

機構の各種相談窓口

① 行政書士による賠償請求に関する電話での無料の情報提供

- ・ 電話番号 **0120-013-814**（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間 10時～17時（土日祝日含む。年末年始を除く）

② 弁護士による無料の対面相談（事前予約制）

【東京本部】

- ・ 予約電話番号 **0120-013-814**（フリーダイヤル）
（土日祝日含む。年末年始を除く。受付時間は10時～17時）
- ・ 実施日 毎週月・水曜日

【福島事務所】

- ・ 予約受付専用電話番号 **0120-330-540**（フリーダイヤル）
（土日祝日含む。年末年始を除く。受付時間は9時～17時）
- ・ 実施日時 10時～18時（土日祝日含む。年末年始を除く）

③ 弁護士・行政書士等による専門家チームによる巡回相談

- ・ 問い合わせ先 下記福島事務所まで

【機構東京本部】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階
電話 03-5575-3813

【機構福島事務所】

〒963-8002 福島県郡山市駅前一丁目15-6 明治安田生命郡山ビル1階
電話 024-953-6222（代表）